

100年人生の「仕事とお金」～在職老齢年金～

日本人の平均寿命は男女ともに80歳を超え、できるだけ長く働きたいと考える人も増えています。今年の内閣府調査によれば、「何歳ごろまで収入を伴う仕事がしたいか」の問いについて、61～65歳と答えた人が30.7%と最多。66～70歳までと答えた人も21.5%に上りました。年金をもらいながら仕事を、そこで重要となるのが「在職老齢年金」の正しい知識です。

「在職老齢年金」とは、年金をもらいながら厚生年金適用の労働者として働くとき、報酬と年金の合計額が一定額を超えた場合に、その額に応じて年金の全部または一部が停止されるしくみです。

65歳未満の人は、報酬と年金の合計月額が28万円を超えると「在職老齢年金」が適用され、年金が一部支給停止になります。停止額は、 $(\text{総報酬月額相当額} + \text{年金基本月額} - \text{支給停止調整変更額}[28万]) \times 1/2$ で計算されます。例えば、報酬額が20万円、年金が16万円とすると、 $(20 + 16 - 28) \times 1/2 = 4$ となり、ひと月当たりの年金16万円のうち4万円が停止され、12万円が支給されます。

65歳以上の人は、報酬と年金の合計月額が47万円を超えた場合に調整が入ります。ですから、上記と同じ条件でも65歳以上であれば、報酬の20万円と年金の16万円を合わせた36万円が満額もらえる形となります。その後報酬が増え、仮に35万円となれば、 $(35 + 16 - 47) \times 1/2 = 2$ となり、ひと月当たりにもらえる年金が16万円から2万円停止され、14万円になるという具合です。

諸条件はありますが、65歳未満の人は合計額「28万円」、65歳以上の人は「47万円」が鍵となる数字です。こちらについては今後も改正が予想される変化に富んだ制度です。



愛媛県金融広報アドバイザー
廣瀬 一郎